

第3期事業計画期間伊賀市介護保険料試算表(平成18年度～平成20年度)

平成18年度 (保険料は単位:円)

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料	
第1段階	0.50	24,000	2,000	
第2段階	0.50	24,000	2,000	
第3段階	0.75	36,000	3,000	
第4段階	激変緩和1	0.66	31,680	2,640
	激変緩和2	0.66	31,680	2,640
	激変緩和3	0.83	39,840	3,320
	第4段階	1.00	48,000	4,000
第5段階	激変緩和1	0.75	36,000	3,000
	激変緩和2	0.75	36,000	3,000
	激変緩和3	0.91	43,680	3,640
	激変緩和4	1.08	51,840	4,320
	第5段階	1.25	60,000	5,000
	第6段階	1.50	72,000	6,000

【保険料率の改正】

第1段階	17,100円	⇒	24,000円
第2段階	26,100円	⇒	24,000円
第3段階	36,000円	⇒	36,000円
第4段階	45,900円	⇒	48,000円
第5段階	54,900円	⇒	60,000円
第6段階			72,000円

平成19年度 (保険料は単位:円)

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料	
第1段階	0.50	24,000	2,000	
第2段階	0.50	24,000	2,000	
第3段階	0.75	36,000	3,000	
第4段階	激変緩和1	0.83	39,840	3,320
	激変緩和2	0.83	39,840	3,320
	激変緩和3	0.91	43,680	3,640
	第4段階	1.00	48,000	4,000
第5段階	激変緩和1	1.00	48,000	4,000
	激変緩和2	1.00	48,000	4,000
	激変緩和3	1.08	51,840	4,320
	激変緩和4	1.16	55,680	4,640
	第5段階	1.25	60,000	5,000
第6段階	1.50	72,000	6,000	

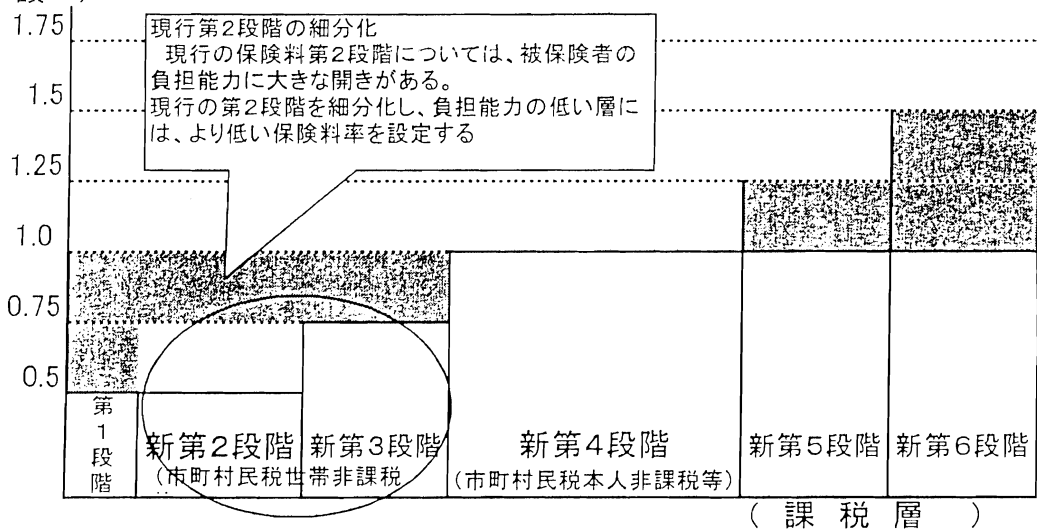
平成20年度 ※平成20年度は激変緩和措置終了

所得段階	基準額に対する割合	年額保険料	月額保険料
第1段階	0.50	24,000	2,000
第2段階	0.50	24,000	2,000
第3段階	0.75	36,000	3,000
第4段階	1.00	48,000	4,000
第5段階	1.25	60,000	5,000
第6段階	1.50	72,000	6,000

# 第一号被保険者の保険料

保険料の算定にかかわる諸係数(総費用に対する第一号被保険者の負担割合、財政安定化基金拠出金負担割合、後期高齢者補正係数、所得補正係数等)を考慮し、推計しました

(基準額×)



段階	区分	激変緩和措置	保険料額(年額)			基準額に対する割合		
			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 (住民税非課税世帯)		24,000	24,000	24,000	0.50	0.50	0.50
第2段階	課税年金収入額+合計所得額が80万未満 (住民税非課税世帯)		24,000	24,000	24,000	0.50	0.50	0.50
第3段階	第2段階対象者以外の方 (住民税世帯非課税)		36,000	36,000	36,000	0.75	0.75	0.75
第4段階	本人が住民税非課税 (世帯に課税者有り)	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	31,680	39,840		0.66	0.83	
		税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	31,680	39,840		0.66	0.83	
		税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	39,840	43,680		0.83	0.91	
			48,000	48,000	48,000	1.00	1.00	1.00
第5段階	本人が住民税課税 (所得額が200万円未満)	税制改正に伴う「第1段階からの激変緩和措置の対象者」	36,000	48,000		0.75	1.00	
		税制改正に伴う「第2段階からの激変緩和措置の対象者」	36,000	48,000		0.75	1.00	
		税制改正に伴う「第3段階からの激変緩和措置の対象者」	43,680	51,840		0.91	1.08	
		税制改正に伴う「第4段階からの激変緩和措置の対象者」	51,840	55,680		1.08	1.16	
		60,000	60,000	60,000	1.25	1.25	1.25	
第6段階	本人が住民税課税 (所得額が200万円以上)		72,000	72,000	72,000	1.50	1.50	1.50
計								

## (2) 税制改正に伴う保険料激変への対応

税制改正により平成18年度から、合計所得金額が125万円以下の場合に個人住民税が非課税とされていた高齢者の非課税限度額が廃止されます。また、公的年金等控除額が140万円から120万円に引き下げられます。

この税制改正により、収入額が以前と変わらないにもかかわらず、住民税が非課税から課税となることによって、介護保険料段階が1段階または2段階上がる場合があります。地方税法では平成18年度から2年間の経過措置が講じられることから、介護保険においても同様に2年間、保険料を段階的に引き上げる激変緩和措置を講じます。

A	保険料段階 新第3段階相当	平成18年度 新第5段階 例えば0.91	⇒	平成19年度 新第5段階 例えば1.08	⇒	平成20年度 新第5段階 例えば1.25
B	保険料段階 新第2段階相当	新第4段階 例えば0.66	⇒	新第4段階 例えば0.83	⇒	新第4段階 例えば1
B	保険料段階 新第3段階相当	新第4段階 例えば0.83	⇒	新第4段階 例えば0.91	⇒	新第4段階 例えば1

